

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿武町長 花田 憲彦

市町村名 (市町村コード)	阿武町 (35502)	
地域名 (地域内農業集落名)	福田下地区 (宇田地、金社、栃原、新生)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月16日 (第 1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

福田下地区では水稻を中心とした農作物の生産を行っており、地域内農用地の約7割を3つの法人が管理している。地域の高齢化と共に法人の構成員の高齢化も進んでいるため、新たな担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心とした農作物の生産を行い、各農業者が現在管理している農用地に関しては、継続して維持管理を行う。離農等により耕作、維持管理が不可能となった場合は法人又は地域の農業者が土地所有者と協議を行い、農地の集積を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内農用地のうち中山間地域等直接支払制度の関係農用地や水稻細目書に記載されているなど、現状耕作、維持管理がされていることが確認できる農用地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
土地所有者の意向、担い手の経営状況を踏まえて農地中間管理機構を通して集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、耕作、維持管理が難しくなる農用地(後継者不在等)に関しては、土地所有者、地域の農業者が協議を行い、農地中間管理機構を活用した集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
当面取り組みの予定はないが、地域の要望に合わせて行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの経営体の担い手育成をJAと阿武町農林水産課で連携し、相談から定着まで取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
病虫害の防除作業に関しては(有)ドリームファーム阿武に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、サル等の被害が発生しているため、猟友会、阿武町農林水産課と連携して対策を進める。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して農地の保全管理を行う。